



難病

「難病」は発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、その疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいいます。

難病等のある人も、
障害者総合支援法の対象とする
障害者に該当します。

潰瘍性大腸炎、筋ジストロフィーなど366疾病が
障害者福祉サービス等の対象となっています。

(令和3年11月1日現在)

対象となる方は、障害者手帳^{※1}をお持ちでなくても、必要と認めらた支援^{※2}を受けることができます。

※1 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

※2 障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業(障害児の場合は、障害児通所支援及び障害児入所支援も含む)

難病のある人と接する時は

ポイント1

「外見からはわかりにくい障害」があることを理解しましょう

難病のある人は、多くの場合、障害者認定の基準に含まれない機能障害があり、例えば、病気による疲れやすさや痛み、また疾病によっては、皮膚の障害や自律神経障害、貧血症状などもみられます。障害の種類や症状の程度は様々です。外見ではわかりにくく、周りから理解されず苦しんでいる障害のある人がいることを知しましょう。

ポイント2

病気を理解して就労への配慮や支援をお願いします

難病といわれる病気は多く、また、同じ病気であっても個人によって症状が異なることもありますが、職場内での適切な環境整備や配慮によって、多くの場合、難病であっても就労を継続することは可能になります。

一方、就労している人たちには、「病気のことを職場に言いづらい」「理解してもらえないかもしれない」と思い、職場に伝えていないために必要な配慮がされず、悩んでいる人も多くいます。

病気を理解し就労への配慮や支援が必要です。



岡山県手話言語の普及及び聴覚障害、視覚障害その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例

「岡山県手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例」(令和4年4月施行)が改正され、令和5年4月に「岡山県手話言語の普及及び聴覚障害、視覚障害その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例」が施行されました。

この条例は、手話が言語であることの普及や障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進を図ることで、障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らすことのできる共生社会の実現を目指すものです。

ポイント1 「手話は言語」であることを理解しましょう

手話は手指や体の動き、表情を使って表現する視覚的な言語であり、独自の体系を有する言語です。また、手話は、聴覚障害のある人(ろう者)が日常生活や社会生活を営むために大切に受け継いできたものです。

ポイント2 障害のある人の意思疎通(コミュニケーション)手段について理解し、配慮しましょう

手話、要約筆記、手書き文字、触手話、点字、音訳など様々なコミュニケーション手段があります。障害の特性に応じて自由に意思疎通できるよう、可能な限り、コミュニケーション手段を選択できるようにしましょう。

コミュニケーション手段の例

聴覚障害のある人

- 手話** 手指や表情で表す言語です。
- 口話** 相手の口の動きを読み取る方法です。
- 筆談** 互いに文字を書き、意思を伝えあいます。もっとも手軽な手段です。
- 要約筆記** 話し手が話している内容を要約し、文字にして伝える筆記通訳です。

盲ろう者(視覚と聴覚の両方に障害のある人)

- 手書き文字** 手のひらに指先で文字を書き伝えます。
- 触手話** 相手の行う手話に触れて、手話の形や動きを読み取ります。
- 指点字** 点字タイプライターのキーの代わりに、盲ろう者の指を直接たたいて点字を表します。6本の指を点字の6点に見立てます。

視覚障害のある人

点字 視覚障害のある人が、指で文字を読んだり、書いたりするために使う文字です。盛り上がった6つの点の組み合わせで文字や記号を表します。

音訳 視覚障害のある人に、活字で書かれている文字や図表などの情報を音声に換えて提供することです。

発声機能を喪失した音声機能障害の人

代用発声 声帯の代わりに食道部を振動させて声にしたり(食道発声)、電動式人工喉頭を首に当てて声にしています。聞き取りにくい場合は、筆談を併用することもあります。

重度の肢体不自由や発語機能の障害のある人

重度障害者用意思伝達装置

指先や視線、脳波等のわずかな身体動作でスイッチ等を操作し、文字入力や音声読み上げで意思を伝えるものです。

聴覚障害、知的障害 発達障害のある人

コミュニケーションボード

質問などがイラストや平易な言葉で書かれた図版で、話し言葉によるコミュニケーションが困難な方が、イラストなどを指さすことで意思疎通を行います。



各種相談窓口

障害のある人の暮らしや仕事、差別、虐待などの各種相談窓口は
下記ホームページ又はQRコードからご確認ください。

<https://www.pref.okayama.jp/page/445763.html>

